

久喜市「広報くき」広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、紙面で発行する広報くきの広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の要件)

第2条 広報くきに掲載することができる広告は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないものであること。
- (3) 政治運動、宗教活動又は意見広告に係るものでないこと。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- (5) その他公益上特に支障がないと認められるものであること。

(広告の位置、企画及び掲載料)

第3条 広告の位置、規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

(広告の掲載単位)

第4条 広告の掲載は、広報くきの発行月を1単位とする。

(掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告を掲載しようとする広報くきの発行月の2月前までに、広報くき広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする原稿案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の可否決定等)

第6条 市長は、前条の申込書及び原稿案が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により掲載広告の可否を決定したときは、広報くき広

告掲載決定通知書（様式第2号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

（掲載料金の納付）

第7条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに広告の掲載料金を一括して納付しなければならない。

2 広告の原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

（掲載料金の還付）

第8条 納付された広告の掲載料金は、還付しない。ただし、広告が掲載できなかった場合において、広告主の責めに帰すべき理由がないときは、この限りでない。

（広告掲載の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- （1） 広告の掲載料金を指定する期日までに納付しなかったとき。
- （2） 広告の原稿を指定する期日までに提出しなかったとき。
- （3） その他広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。

（広告掲載の取りやめ）

第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取りやめるときは、書面により市長に申し出なければならない。

（広告主の責任）

第11条 広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守するとともに、内容に関する一切の責任を負うものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、広報くきへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成22年10月15日告示第519号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月1日告示第11号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

位置	規格	掲載料金
「広報くき」の表紙及び最終面を除く紙面の下1段で、市が指定する位置とする。	下1段 （縦45ミリメートル、 横180ミリメートル） 単色（黒）刷り	1回当たり 50,000円
	下1段の2分の1相当 （縦45ミリメートル、 横90ミリメートル） 単色（黒）刷り	1回当たり 25,000円

（注） 広告の掲載であることが分かるように、その旨を表示する。

例として「広告」の文字を、広告の側に記載する。

様式第1号（第5条関係）

広報くき広告掲載申込書

年 月 日

久喜市長 あて

所在
商号
代表者名
電話番号
FAX番号

久喜市「広報くき」広告掲載取扱要綱及び市が定める広告掲載の基準等を遵守の上、申し込みます。

1. 掲載回数 回

2. 掲載号（申込みの号の下欄に、◎又は○を付けてください。）

年 4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号
10月号	11月号	12月号	年 1月号	2月号	3月号

◎印 下1段通し

○印 下1段2分の1相当

3. 添付資料

様式第2号（第6条関係）

広報くき広告掲載決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次の条件を付して掲載します。

- (1) 広報くき 年 月号（計 回）
- (2) 広告掲載料は、納入通知書を発した日から14日以内に指定金融機関に納入すること。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、この決定通知を変更し、又は解除することができる。
 - ① 広報くきの発行上重要な変更が生じたとき。
 - ② 広報くきの編集上重要な支障が生じたとき。

2 掲載しません。

理由